

内閣委員会議録第二十六号

昭和二十九年四月十九日(月曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事 夏雄君 理事 大村 清一君

理事 平井 義一君 理事 下川 義太郎君

岡村 利右衛門君 永田 良吉君

長野 長廣君 船田 中君

山崎 巖君 栗山 博君

須藤 彌吉郎君 飛鳥 田一雄君

田中 稔男君 川島 金次君

出席國務大臣

國務大臣 木村 鳩太郎君

出席政府委員

保安政務次官 前田 正男君

保安庁長 上村 健太郎君

官官房長 山田 誠君

(保安局長) 加藤 陽三君

(保安庁局長) 加藤 陽三君

(人事局長) 加藤 陽三君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

四月十九日

委員大久保武雄君及び早稲田柳右エ門君辭任につき、その補欠として岡村利右衛門君及び須藤彌吉郎君が議長長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)
自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより開会いたしま

す。

防衛庁設置法案及び自衛隊法案を一括議題とし、質疑を続行します。質疑の通告がありますからこれを許します。下川 義太郎君。

○下川委員 きようは私の当番ではありませんが、せつかく長官がおいでになつたので、長官に二、三、今度の法案に関連して質問いたします。実は先般保安庁の方から保安庁の直轄工事に資する資料をいただきました。その資料を一瞥いたしますと、これはなにかしきな箇所が多いのであります。それに関連して若干質問申し上げたいと思ひます。

この保安庁の直轄工事は約二十二億ばかりありますが、この工事の内容を見てみますと、年度末に早急に発注したという箇所がずいぶんあるものであります。はなはだしきは三月三十一日に施工してその日に竣工しておるといふようなのがずいぶんござります。これはまことにふしぎなこと、この内容を見て参りますと、非常にわずかな期間で竣工しておる、それが二百萬あるいは三百萬、そういう相当の工事がわずかに五日間にできておる、あるいは十日間でできておるといふようなことが書いてある。これは一つや二つならば一応ミスチークといふことができませんけれども、相当数、三千何件が出て参ります。これは一体どういふわけなのか。いわゆる数字のミスチークか、それとも實際的にわずかに五日間とか十日間でできておるのか、これをひとつ御

説明願ひたいのであります。

○木村國務大臣 ただいま御質問の点につきましては、私は初めて何うわけでありまして、詳細のことはまだ取調べておりません。従ひまして今事務当局を呼びまして答弁いたしたいと考えております。

○下川委員 念のために申し上げますが、たとえばこれは第一地方建設部であります。練馬の診療所増設工事で、これが二百十三萬、それが二十八年度の七月十八日に施工して、七日十八日に竣工になつておる。あるいはまたやはり練馬であります、陸切り工事が二十八年度の十月八日に施工になつて、同じ二十八年度の十月八日にこれが竣工されておる。こうしたたとえば二百七十八萬円の工事、あるいはまた二百十三萬円の工事、これらが一日においてでき上るといふことは神わざなんです。こういうずさんな資料が出ておるんですが、私は単に資料のずさんさというだけでは考えられない。これはやはりこの工事にからんで、何か大きな問題がひそんでおる、このようにわれわれは考えております。あるいはこの資料と対照して、担当の人が来たならば、よくつつ込んで聞けばわかることではないかと、どうしてこういふずさんな工事をやるのか。一日にして二百万、三百万の工事ができる。そこに今日保安庁が何か伏魔殿的な、汚職的なにおいがかもされる。これが重要な問題になつて来ますが、同時にまたまづ考えなければならぬことは、建設省

設置法の第三十二条六項の中には、百

万円を越える工事は建設省がやることになつておる。にもかかわらず保安庁がこれを直轄工事でして百万円以上の工事をやつておる。一体いつそういう法令が改正になつたのか、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 それについてはいろいろ事情があるであらうが、詳しいことは、事務当局から御説明いたします。しかし今お示しの点について、不正の点があるとは私は考えておりません。不正の点があれば、私は責任者として十分下僚に対してそのことを取調べた上で処置しなければならぬので、私は今お示しの点については、どういふいきさつが存在せんが、不正のかどはないと考えております。いづれ事務当局が来た上、十分御説明申し上げたいと思ひます。

○下川委員 しかしだいまの建設省の設置法との関連は、どういふ理由で百万円以上の工事を——これは營繕に限つておりますが、營繕の工事を保安庁直轄工事でしてやつておるのか、この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 その点につきましては、どういふいきさつで行つておるかまだ存じませんが、事務当局の方からお答えいたします。

○下川委員 これは事務当局に聞かなければわからぬといふことですが、しかしそうした法令がある以上は、やはり保安庁も内閣の一省として、当然そ

れに沿つて行かなければならぬ。もし

保安庁がそういう法令にそむいてやつた場合は、保安庁長官は一体どのようなお考えでしょうか。

○木村國務大臣 今申し上げた通り、それらについてはいろいろ理由があることであらうと思ひます。その理由については事務当局から御説明申し上げます、こういうことであります。

○下川委員 しかし理由といつても、やはり厳然として国会を通つた法令でありますから、これは当然いかなる理由といへども、国会の承認を経ずして、いわゆる法令を改変するとか、そういう形でなければいけないと思ひます。内部的な事情においてこれとされるというところは、はなはだけしからぬ、国会無視だと思ひますが、いかに御考慮を致しうか。

○木村國務大臣 その点については、やはり法的根拠があつてやつたことと考へておりますから、事務当局の方から十分御説明申し上げます。

○下川委員 それでは事務当局を呼んで十分説明を求めますが、それとともこの直轄工事の中に部隊がやつた工事がある。それを計算して参りますと、約五千六百万円、この膨大な数字が各地方部隊あるいは建設部隊の工事になつております。これは業者にあらずに部隊それ自身が工事をやつておる。そうなつて来ると、一体部隊の請負あるいは引渡し等々に関して、保安庁とこの部隊の工事とどういふ関係、どういふ方法をとつてやられたか、そ

の点をひとつお伺いしたのであります。

○木村国務大臣 それもすべて法的根拠に基いてやっていると考へております。私は詳細のことばかり申し上げるから、事務当局から十分御説明申し上げたいと思ひます。

○下川委員 どうも長官は知らぬ存ぜぬで、まあ長官のごときでございますから、そう言わざるを得ないでしょう。しかし非常に不可解なのは、先般の防衛論争を聞いておると、いわゆる海外派兵を公務員の海外出張というように法制局長官が答へた。しかしこの五千六百万円の部隊がやつた直轄工事、これは当然予算の中に盛り込まれておる。そうするとこの五千六百万円の工事の費用というものは当然国から出ておる。一方においては、この五千六百万円を請負つた部隊それ自体の給料というものは、これはやはり国家公務員として政府から出されておる。そうして国家公務員として給料をもらつておる人間が、今度は各地方々々の請負をやつておる。そうすると建設方面において五千六百万円の予算を出しておる。勢いその五千六百万円という金の行方は一体どうなるのか。公務員としてサラリーをもらつておる人間が工事をやる場合、当然予算の上に載つた五千六百万円というものをその部隊それ自体が受取つたのか、あるいはまた浮いておるその金自体を一体どのように使用されたのか、私はその点をひとつ明確にしてほしいと思ふ。

○木村国務大臣 事務当局によつてその点は明白に御説明申し上げたいと考へております。

○下川委員 事務当局は一体きようは

来ておりませんか。——先般世田谷地区で保安隊用地化反対運動が起つておる。これは元駒沢練兵場の一部約五万九千坪が保安隊の用地としてとられたのでありますが、その中に保安庁の東京病院が約七億で予算化されておる。そのうちの三億五千万円がすでに契約済みになつた東京病院の工事に対して、この資料の中には調査費も、あるいはまた設計費も全然載つておらない。だん／＼これを調べてみると、この三千五百万円の東京病院の設計は、建設省に委託するのが当然なんです。しかし建設省に委託せずして、この設計が全然民間に委託されておる。しかも建設省にこれを委託する場合は、一切の諸経費を合算して民間の半額に當る。それにもかかわらず、倍の国費を使つて、そうして神田の山田守という設計士にこれを委託してあるというところがはつきりされておるのでありますが、一体こういう膨大な病院を設計するいは建設する場合は、当然これは建設省に委託しなければならぬにもかかわらず、設計それ自体を民間側に委託しておる。これは汚職事件とかあるいは不正なことではないと保安庁長官は言われるけれども、しかしそれならばなぜ国の方が安い、建設省の方が安いのだねたか。聞くところによると、民間側の方は設計費が二千万円かるといふ。しかし建設省側がこれをやれば一千万円だ。そこに一千万円程度の開きがある。しかもこれは国費でございます。国費を関係のない民間側に委託するといふところに私は非常に疑問がある。上の方に鎮座ましましておる保安

庁長官はこれを御存じないかも知れない。しかしそういうところにやはり疑問があるいは汚職の問題が私は展開して来ると思ふが、いかがでございますしよろうか。

○木村国務大臣 これも詳細については事務当局から説明いたしますが、おそろく建設省あたりで設計しておると時期の関係において非常に遅れて間に合わないというような関係があつたことと私は推察いたします。必ずそこに正当な理由があるものと私は考へております。詳しいことは事務当局から答弁いたさせます。

○下川委員 事務当局が来ないと明確な答弁がでないようでありまして、至急呼んでいただきたいと思ひます。

○稲村委員長 平井君。

○平井委員 先般防衛庁設置法並びに自衛隊法の審議の途上において六人の公述人を招きましていろいろ意見を聴取したのであります。その六人の中の五人までが今日の保安隊ないし知らず、自衛隊になればこれは軍隊である、われ／＼が呼んだ野村元大將軍、評論家の斎藤忠さん、この二人は賛成の意味でこれは軍隊なり、一國が独立すれば自衛というものは絶対必要である、生物の大原則である、その意味から賛成である、また社会党が呼んだ他のお二人は、再軍備反対の意味から、防衛隊は軍隊なり、こういうことで五人がほとんど自衛隊を軍隊なりと確信を持つて述べておる。ただ一人易者が憲法には抵触しない、この程度のものであります。そこで政府といたしましては、今日の自衛隊が憲法に抵触する、せぬは學者の意見にゆだねますとして、時期来りなば憲法を改正するといふことを木村長官から總理大臣に進言をして、当委員会において、その時期に到達すれば必ず憲法を改正します、こういううて國民を安心させることが私は一番いいと思ふが、それについて木村保安庁長官の心構えをお聞きしたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。まず第一に先般の公述人が今の保安隊がまさしく軍隊なりと考へるという公述をされたように拝承しております。そこで私が常に申し上げる通り、一体軍隊とは何ぞやという定義であります。が、外部からの不当侵略に対して対処し得る実力部隊をもつて軍隊なりと稱するならば、保安隊は別に置きまして、今度の自衛隊は外部からの不当侵略に對して対処し得る実力部隊でありますから、これは軍隊と稱してさしつかえないと考へます。ただ軍隊の定義いかによるのであります。これは世間一般に軍隊と稱して私は何らさしつかえないと考へております。

そこで憲法改正の問題であります。が、憲法の改正、これは申すまでもなく最後には國民がきめるべき問題であります。政府といたしましては、われわれはいずれかの時期において憲法は改正されるべきものであるという考へを持つております。従いまして自由党内においてもこの憲法改正の調査委員会を設けられ、あるいは改進黨においては考へられておるようになつておる。憲法改正の時期というものは、これはなか／＼むずかしい問題と考へており

ます。今後日本が國連に参加するような場合を予想いたしまして、あるいは憲法改正問題が當然これに付随的に起る問題であると思へておる。われ／＼といたしましては、憲法改正の時期は今日ばかり申し上げることはできませんが、それについての調査研究というものはあらかじめなすことが必要であると思ひます。ただ申し上げるまでもなく憲法改正は九条に関する問題ばかりでなく、各方面についてわれ／＼は十分これを検討して行かなければならぬ、こう考へておる次第であります。

○平井委員 大体長官の氣持もわかりましたが、自衛といたことが生物の本能であり大原則であるとするならば、自衛のために憲法を改正する、人間が死んでしまつたら憲法が何ぼりつばな憲法でもだめです。生きるための憲法でありますから、生きて行く上において自衛が絶対必要であるとするならば、私は憲法を改正することは改進黨が言うがごとく問題でないと思ふ。憲法調査会などで研究する必要はない。自衛の上においてこの憲法は考へにくい、われ／＼が生きて行く上において今日の新憲法は問題にならぬといふことになれば、憲法をかえる以外に手がでない。それはもちろん國民に聞かなければならぬのでありますけれども、國民の大多數は、今日の憲法はやはりかえなざるまいと考へておると私は思ふのでありますから、木村長官においては、憲法を改正することに躊躇はいらぬと実は私は考へる。國民の中には何人かつばな憲法だ、いい憲法をアメリカはつくつてくれたと言つて

喜ぶ人もありましうけれども、私は全体とは申し上げません、大部分はこの憲法には納得の行かぬ点があるう、もちろん日本を根こそぎに片づけようと思つてつくつた憲法でありますから、日本を殺そうとしてつくつた憲法だから、なか／＼これはきゆうくつな憲法といふことはわかつておる。しかし一方国民の一部から見たら非常に都合のいい憲法かもしれぬ。そこで私は躊躇はしぬと思ふのであります。総理にしてみても副総理にしてみても、説明がはつきりしておらぬのです。つゞ込まれればいかかえましよう、つゞ込まれなければ今日憲法を改正せぬでもいい、こういうふうに言われておるが、この自衛の任に当るところの最高責任者である木村長官は、こういう憲法はすみやかにえさるべしと思われ、か、まあやむやむにずつて行こうとされるのか、私は改進黨にしても社会黨にしてもいいことはいと思ふ。これが真の自由主義であると思ふ。悪いことは自由党の中で叫んでも悪いのです。いいことはいと思ふ。こと、もう何党が言つたから困るとか、どんな思想を持った人が言つたからいかぬといふこと、木村長官は、私は大村益次郎とまでは言いませんけれども、やはり何十年後かあるいは何百年後には、国の柱として木村長官は立てられるかもしれない。われわれはそれを願つておりますが、木村長官の信念をもう一ぺんお聞きしたい。

もう一つは、御承知のごとく今日の社会といふものは、一國が独立して、一國は一國で守らなければならぬけれども、大きな意味で集団保障といふもの

の必要としてゐる。幾ら日本が独立したからといつて、経済的に、あるいは人口問題にせよ、日本だけで生きて行けない。しからばアメリカだけで生きて行けるか、あるいはインドネシアだけで生きて行けるか、あるいはフィリピンだけで生きて行けるか、これもできない。相互に助け合つて生きて行かなければならぬように世界は進んでゐる。ソ連とアメリカが仲よくしてゐれば、なお世界はいいのでありますけれども、この二つの世界において、ソ連に關する国とアメリカに關する国は、ともに手をつないで生きて行かなければならぬといふのであります。日本の独立に對するところの自衛のために集団保障を必要とし、日本が生きてゐるためにはどうして自由諸国と手を握つて行くのは、これは決して私はアメリカの家族になつたとかんたかといふことではないと思ふ。日本をほんとうにりつぱな平和な国にするといふ、即自由諸国と手を握ることであると思ふ。日本がこれらの自由諸国と手をつないで、経済的にもあるいはいかなる点においても行動するといふことは、私は決して自衛の範圍を飛び越した話ではない、やはり自衛である、こう実は考える。何かアメリカと手を握れば、アメリカの軍隊の手先になつて日本が海外に出るようなことを言ふ人もありますけれども、それとこれとは私は違ふと思ふ。日本が生きて行く上において提携をしてゐるのでありますから、これは決してさしつかえないと思ふが、この点木村長官はどう思われるか。また今日の原子爆弾を世界は非常に心配してゐる。水爆

あるいはコバルト爆弾、これに對して人類は恐怖の念を抱いてゐるが、この爆弾ができることによつて、ますます世界は平和になると思われるか、あるいはこのできることによつて、二つの世界が衝突する機会が早くなると思ふか、どう長官は思ふか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○木村國務大臣 答えたいします。まず人類はいかなるものといへども、平和を望まないものはないと考えております。われ／＼も世界の平和を望むのであります。これは人間の悲願でありましよう。そこで現下の情勢において、さういふ平和を求め得るやいなやといふことになりますと、これは私は大きな疑問であらうと思ひます。要するに、これは私見であります。ソビエトが世界赤化政策を放棄しない限りにおいては、私は平和を招来することは不可能であらうと考えております。これが先決問題であると思ふ。そこでわれ／＼といひましては、このソビエトの世界赤化政策に對してどう対処するかといふことが、自由國家群としての最も大きな課題であります。これに對してはわれ／＼といひましては、自由國家群の一員となつて対処して行く。日本がアメリカとの間に相互安全保障條約を締結したのも、またたその意圖に出でたるものにはかならず私は考へております。そこで日本がアメリカとの間に相互安全保障條約を結んだといふ以上は、これに對してわれ／＼は十分寄与しなければならぬのであります。この條約を結んだからといつて、決してアメリカの從屬國になつたわけでもありません。日本は独自の見解から、これを結ぶことによつ

て、日本が自衛を全うするのだといふ見解のもとに結んでおるのであります。決してアメリカの從屬國になつたわけでもございません。對等の獨立國家としてわれ／＼はこれを締結したといふのであります。そこを私は國民が誤解のないように願ひたいのであります。しからば世間往々にして、アメリカの駐留軍が日本に滞留すること、日本は何か獨立を汚されたやうに考へておる向きもあるやに承るのであります。これは私は偏見と思つております。アメリカも好んで日本に駐留してゐるわけではありまません。日本の防衛が即アジアの平和に通じ、アジアの平和は世界の平和に通ずるのであります。日本の防衛の目的がそこにある以上は、日本がアメリカの駐留によつて獨立を汚されるやうなことは、全然ないはずと私は考へております。しかし日本といひましては、ぜひとも國力を回復して、アメリカ駐留軍の漸次引揚げんことをわれ／＼は期待いたしております。さればいつて日本は獨立でもつて日本の自衛を全うし得るかといふことになると、なかなか困難である。やはり今仰せになつたやうに、自由國家群と互に手をつなぎ、いわゆる集団保障によつて、日本の自衛を全うして行くことは当然のことであらうと考へております。現在世界において、みずからの力によつてみずからの國を守り得る態勢を整へてゐるのは、おそらくソビエトとアメリカと二國より私はなかるやうかと考へております。日本がこの小國でみずからの手によつてみずから守る態勢を整へるやうなことは、なか／＼困難であります。さういふことは私は当然

の間あり得ないと考へております。しからば今仰せになつたやうな、集團的に日本の自衛の道を講ずるよりはかなからうかと考へてゐる次第であります。

○平井委員 もう一点長官にお伺ひいたしますが、今日世界はソ連とアメリカ以外には、戦争する力のないことは全國民の知つてゐるところであります。水爆あるいは原爆の今日においては、日本に戦争能力のないことは、これは全國民が知つてゐるところであります。何百年たつても日本は戦争などできないといふことも、われ／＼は知つております。しからば日本に自衛隊などはいらぬではないか、戦争が起きぬやうな日本ならばいいが、水爆の時代ならば、おもちやのような軍隊をつくつてもしょうがないじやないか、こゝういふ議論をする人もいゝあるものであります。私どもは、自衛は一國が獨立したならば當然なすべき義務であると思つて、この法案に賛成をいたしてゐるのであります。自衛隊そのものが婦女子を守る唯一の義務である、こゝう私は考へてゐる。しかし今日の日本の婦人は、あつて自衛隊に反對してゐる。戦争中は防空演習をやる、日本の婦人會といふものは、バケツを持つて防空演習をさかんにやつた。防空演習中に、われ／＼が散歩してゐると、國賊みたい日本の婦人會から言われたものであります。今度戦争に負けたら、絶対兵隊をつくるな、再軍備反對を唱へてゐるのも婦人會でありますけれども、この婦人會あるいは子供を守るのが私は自衛隊の本分であると思ふ。もし今日の自衛隊がいらんとするならば、たとえば人間は百年

とは生きないのであるから勉強もすることはいらぬ、仕事もすることはいらぬ、医者もいらぬ、業もいらぬというやうなものである。どつち道人間はどんななりつばな博士に見せても百年は生きません。しからば何にもいらぬ。それじや人間は勉強する必要もない、大学へ行く必要もありません。しかし人間は生きておる以上は後世のために何とかして道を開きたい。万物の靈長として死ぬるまで努力をし、つづいて社会に貢献したいというのが私は人間の本分であらうと思う。今日の自衛隊は婦女子を守るためにつくろうとしておるのに、婦女子はきらつておる。戦争ではないけれども、もしも敵国から侵入されたような場合には、まず婦女子を守るためにこの防衛隊というものがおるのである、こうお考えになるかどうか、木村長官にお尋ねを申し上げます。この自衛隊は婦女子のためにつくるといふ信念に長官はかわりはないかどうか。しからば日本の婦人会に長官はひとつ説明していただきたい。この点いかがですか。

○本村国務大臣 お答えいたします。自衛隊は戦争防止の役割を果すものであらうと私は考えております。戦争をするためではありません。これによつてわれ／＼は日本の国を守つて行くが、決してみづから進んで戦いをするなどというやうな考えは毛頭ありません。それで自衛隊というものは、結局日本の自衛のために日本の外部からの侵略に対処する。要するに日本国民の生命財産を守るためである。一婦女子のためにはありません。全日本国民のためにこれは設けられるもの、私はこう考えております。ここにおいて私は

現在の保安隊から進んで自衛隊が外部からの直接侵略に対処してわが国の安全を期しようというところに任務、性格を持たせたことははつきりわかるわけでありませう。水爆、原爆の時代において自衛隊のやうなものは用をなさぬじやないかという議論が一部にあります。が、これはまことに行き過ぎだ。飛躍的の議論であらうと私は考えます。水爆、原爆によつて世界が戦争にさらに巻き込まれるかどうかという問題に対しては、私は逆にこれによつてむしろ戦争防止の役割を果すのじやないかとひそかに考えておるのであります。しかし私は水爆、原爆は用いられるやうな時期がないと考えますが、しからば外部からの侵略がないかと申し上げるかと、私は決してさうよな安心はできません。考えております。やはり外部からの侵略に対してはいづれの場合においても用意しておかなければならぬのであります。股離遠からずであります。そこでわれ／＼はできる限りにおいて日本の外部からの侵略に対処し得ることをふだんから考慮する必要があるやうなことを考えておるのであります。このたびの自衛隊法において自衛隊を設置するといふのも、いわゆる平時の外部からの侵略、あるいはこれに呼応する間接侵略に対処する、この意図をもつてやつて行かなければならぬのであります。要するに日本国民全員の生命財産を守ろうという目的にほかならぬ、こう考えております。

○平井委員 最後に一点お伺いいたします。今後防衛隊員を教育する上において精神訓練が必要であるといふことは、アメリカでも今日行われておるところであります。しからば精神訓練と

はどういうことをやるか。昔のように非常に厳罰に処し、あるいは厳格に、むしろそれ以上にきびしく教育するところが精神訓練であるかどうか。世界の人類は平和を求めておる、すなわち理想に向つて走つておる。それは結局において人類の平和であります。戦争のない世界をつくりたい。ソ連もアメリカも同様であると思う。その行き方がちよつと違ふだけでありませう。その理想に向つて行く上においてはまことの一点であると思ふ。このまことであるといふことはソ連もアメリカも日本もあるいは全世界の国民に通ずることであると思ふのであります。いいことならばソ連が見てもアメリカが見てもいいことである。このまことといふことに徹しなければならぬのであります。しからばそのまことといふことはどういうことがまことであるか。このまことを求めることにおいて意見は非常に食い違つておるが、まことといふことはすなわち人間が正しく生きて行くこととであります。ソ連の言う理想あるいはアメリカの言うがごとく理想ならば、あるいはマホメットとかイエス・キリストとか、釈迦とか、日本においては親鸞、法然、日蓮のごとき人ならばこれはけんかのない世界が生れることである。ものがなければ食わんでおるやうというガンジの気持ならば――しかしそういうわけにはいかない。人間は欲がある。戦争は何かから始まつたかと聞かれたならば、色と欲といふことは定義であります。色と欲から昔の戦争は始まつておる。今もその通りである。そこで欲も得も捨ててほんとうに正しい神仏のごとき気持になつて行きたいと思ふのが人間の理想であります。

す。しかしなか／＼凡夫というものはそうはなれない。なれないけれども、せめて自衛隊員はまことの道に徹するように行くことが――やはり長官以下幹部が口で言うてもつたらぬ。筆で言うてもつたらぬ。無言のうちにまことの道を教えて、そうして日本といふものはこうなくてはならぬ。こう進まなければならぬ。これをそのまことの道を教えるために昔は軍隊で訓練しておつた。それが少し曲つただけでありませう。日清、日露のときの兵隊ならば間違ひがなかつた。しかし軍人でも政治家でもあまりのぼせてはいかぬので、のぼせないやうにはなつて人間としての道を歩かせようといふことにおいて、長官ならば日常の生活でおそらく隊員は、よくなると思ひますけれども、全隊員と一緒に寝泊りするわけにいかぬのでありますから、このまことの道を徹させるには長官はどういう方法をおとりにするか。そうして全日本人から、来るべき防衛隊員は非常にうづやである。防衛隊員ならばお家にやろうか、これは何としても模範的青年である、こういうふうには言われなければ、實際しみはないのであります。また守れない。外敵が侵入した場合においても信頼できない防衛隊ならば守り得ない。そこでそういうつばな青年を育てるのには、どういふことが一番いいと思ふか、それは氣にいらぬものもあるでしよう。あなたの信念の通りやすることについては、氣にいらぬ人もありましようけれども、真にりつばな日本人をつくるためには、氣にいらぬ人間に遠慮しておつてはできませんから、おれはこういう方法でやつて行くのだといふ信念を聞かせていただい

て、本日はこれで私の質を打ち切ります。○本村国務大臣 お答えいたします。まことに御意見を承りましてありがとうございます。まことは天の道なりと申しおられます。まことは私は人間のほんとうの道徳の中心点と考えております。そこで今後自衛隊の教育方針をどこに置くか、いわゆるまことの心を持つてわれ／＼は日本の国の自由と安全を守るのだ、この氣魄と自覚を私は持たせたいと思ひます。人間に一番必要なのは、縁の下の力持ちになることであらうと私は思つております。とにかく人は自分だけいい子になつて、自分の出世、名譽を求めることに汲々とする、この心を捨てなければならぬ。私は、自衛隊員たる者はよろしく日本国民のために縁の下の力持ちたれ、黙々としてわれ／＼の任務にはせまぜよ、こういうことを常に申しておるのであります。そして私は、自衛隊員は将来決して上からこうしろ、あしるという昔の命令的の押しつけた教育ではないかと考えております。盛り上る自覚であります。われ／＼こそはほんとうにこういう任務を与えられておるのである、その任務にはせまざるのだといふ心からの自覚を持たなければならぬと覚えております。日本の国民のために縁の下の力持ちとなつて、とうとき任務を与えられておる、この任務をわれ／＼は實踐に移すのだという氣構えを常に持つようには私は望んでおるのであります。それと同時に今お話をいたしましたように、自衛隊員は国民の信頼と親愛を得なければならぬ。それにはどうしても一個の社会人として十分な教養を積んで、少くともたよ

りになる人であるということを思わせるような人柄になつてもらいたい。これについてはいろいろの行き方もありましようが、われ／＼は上下一体となり、互いに手を取り合つて進みたい、こう考えておるのであります。要は自衛隊員たる自覚と、抱負を持つ、こういうことに私は教育の主眼を置いておる次第でございます。

○下川委員 議事進行……。先ほどの私の質疑に対して、まだ当局が十分同意しておらぬようでありますので、次会にゆつくり質問いたしますから、きようは保留いたします。

○川島(金)委員 議事進行……。先ほど下川君が述べられました質問の資料として持参しておられるものを拝見いたしましたのですが、下川君の質問の通り、この資料はきわめて参考になるはもちろん、重要な資料だとわれ／＼は感じました。すなわち昭和二十八年度の保安庁の直轄工事契約の一覧表、昭和二十九年三月三十一日現在のものと、同じく保安庁の昭和二十八年年度委託工事契約一覧表、昭和二十九年三月三十一日現在、この二つの資料を、下川君に対する政府側からの答弁に先だちまして、本委員会全員に配付されるよう、委員長においてお手配をお願いいたします。

○稲村委員長 今川島君の議事進行に関する発言を通じての資料の要求は、もつとものことだと存じますので、至急さようにお手配くださんことを要求いたします。

本日はこの程度にいたし、次会は明日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

昭和二十九年四月二十二日印刷

昭和二十九年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局